

(社) 日本原子力学会 標準委員会 システム安全専門部会
第7回 水化学管理分科会 (P11SC) 議事録 (案)

1. 日時 2009年4月17日(金) 13:30~16:00
2. 場所 日本原子力発電株式会社 本店 2階第4・5会議室
3. 出席者 (順不同、敬称略)
(出席委員) 勝村(主査)、内田(副主査)、中村(年)(幹事)、水野、平野、高松、寺地、黛、
中村(武)、岡田、瀧口、荘田、高木、大橋、佐野、鈴木(良) (16名)
(代理出席委員) 布施(会沢委員代理)、菊池(仲田委員代理) (2名)
(欠席委員) 磯部 (1名)
(常時参加者) 松浦、市川、久宗、星野、實重、笠原、金岡 (7名)
(代理出席常時参加者) 浜口(真田常時参加者代理) 木村(篠原常時参加者代理) (2名)
(オブザーバー) 山田
4. 配付資料
P11SC-7-1 第6回水化学管理分科会 (P11SC) 議事録 (案)
P11SC-7-2 PWR化学分析標準-ほう素 (案)
P11SC-7-3 「PWR化学分析標準-ほう素」に係るコメント対応一覧表
P11SC-7-4 BWR水化学管理指針作成方針案
P11SC-7-5 BWR水化学管理指針の構成・目次案
P11SC-7-参考-1 PWR化学分析標準に係る策定スケジュール (案)
P11SC-7-参考-2 BWR水化学管理指針作業会メンバー構成
P11SC-7-参考-3 BWR化学管理指針作業会活動スケジュール (案)
5. 議事
 - (1) 出席委員確認について
中村幹事より、出席者の確認の結果、19名の委員中16名(途中出席者を含め、最終18名)の委員の出席があり、決議に必要な定足数(13名以上)を満足している旨の報告があった。
 - (2) 資料確認について
中村幹事より、議事次第に基づき配布資料の確認を行った。
 - (3) 前回議事録の確認について
中村幹事より資料【P11SC-7-1】に基づき、前回議事録(案)の確認を行い、全会一致で承認された。
 - (4) 第3回システム安全専門部会の活動状況報告結果
中村幹事より、第3回システム安全専門部会(3/3)において、PWR化学分析標準-ほう素

(案) の中間報告を実施し、「ほう素の濃縮度は影響しないのか」、「品質保証 (JEAC4111) の記載が適切でないの見直すこと」等のコメントがあったことが紹介された。

(5) PWR 化学分析標準-ほう素案審議 (コメント反映)

松浦常時参加者より、資料【P11SC-7-2】、【P11SC-7-3】に基づき、前回分科会コメント、標準委員会及びシステム安全専門部会での中間報告の際のコメントの反映状況の説明があった。主なコメントは以下のとおり

- ・ p6, 7 の式 (3) (4) にほう素濃度は天然存在比相当である旨、注記した件に関して、ほう素濃度の単位に mol/L を使用すれば、同位体存在比に関する議論は払拭されるが、実際の原子力発電所では運用上 mg/L でほう素濃度を算出しているため、この分析標準では天然存在比相当のほう素濃度を算出していることを、より明確に示した方が良い。
- ・ p6 又は p12 の妨害物質の補正值に関して、なにか式のようなものがあった方が分かりやすい。

上記議論を踏まえ、以下を修正することを条件として、本案について次回システム安全専門部会で本報告することが全員一致で承認された。なお、追加コメントがある場合は、4月24日までに中村幹事及び関西電力の松浦氏まで連絡することとなった。

- ・ 用語の定義に「ほう素濃度」の項目を追加し、天然存在比相当のほう素濃度であることを明確化。
- ・ 妨害物質のほう素濃度補正の式を追加。
- ・ フォント、字体等を JIS Z 8301 に基づき再チェック

(6) BWR 水化学管理指針について

平野委員より資料【P11SC-7-4】、【P11SC-7-5】に基づきBWR水化学管理指針の策定方針および構成と目次案について説明があり以下のコメントがあった。

- ・ BWR水化学管理指針として定める管理値の設定区分「レベル1」、「レベル2」、「推奨値」の記載内容の文言が分かりにくいので工夫したほうが良い。
- ・ 監視方法における品質保証の記載範囲が明確でないので、BWR水化学管理指針に定める品質保証の範囲を明確化しておく必要がある。
- ・ よう素131に関して、監視できるが管理できないため管理項目に入れていないが、取扱いについては、今後検討が必要である。
- ・ SCC 発生は 100℃以下では生じないこと等から、冷温停止時の管理値を定めないとの見解であるが、炭素鋼の腐食は流動のない低温域では抑制されるとは言い難く、停止期間が短い等の理由を検討し、記載した方が良い。
- ・ 保安規定とBWR水化学管理指針との関係を整理しておく必要がある。
- ・ 管理項目で金属不純物と銅を分けて記載しているが、分ける理由を記載する必要がある。
- ・ 今後、BWR水化学管理指針を参考に、PWRの指針を作成する計画であるが、管理値の

設定区分の定義や逸脱時の措置（プラント停止の記載の有無等）の記載内容はある程度統一しておくべきであり、PWRの指針も念頭におき検討しておく必要がある。

上記議論を踏まえ、具体的な項目についてそれぞれステップを踏んで分科会で審議することが重要であり、まずは次回分科会で基本的な骨格部分を再度議論することとなった。

本件についても、コメントがあれば4月24日までに中村幹事まで連絡することとなった。

(7)今後の予定

次回分科会は8月3日（月）PMを第1候補に、4日（火）PMを第2候補に開催することとした。

以 上